

通 所 介 護 事 業 所 デ イ サ ー ビ ス 永 寿 運 営 規 定
(日 常 生 活 支 援 総 合 事 業)

(趣旨)

第 1 条 本規定は、医療法人社団永寿会が開設するデイサービス永寿（以下「事業所」という。）が行う指定介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定通所介護を提供することを趣旨とする。

(事業の目的及び運営の方針)

第 2 条 利用者の心身の状況を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者家族の身体的負担の軽減を図ることを目的とする

2 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに指定通所介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者または家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

3 関係市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等との密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

4 利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、事業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

5 指定通所介護の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称 デイサービス 永寿 (指定事業所番号 2170115014)

所在地 岐阜市栄新町2丁目50番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

管理者 1 名 (常勤 理学療法士兼務)

管理者は、通所介護計画を作成し、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

生活相談員 1 名以上

生活相談員は、通所介護計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し利用者が日常生活を営むことができるよう相談援助等の生活指導を行う。

介護職員 7 名以上

介護職員は動作介助等の日常生活上必要な介護を行う。

看護職員 1 名以上

大橋整形外科病院とデイサービス永寿は、提供時間帯を通じて密接な連携を図り、利用者の健康管理及び人身状態の把握を行う。

機能訓練指導員 1 名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練・指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

営業日	月曜日から金曜日まで。ただし年末年始、盆休みを除く。
営業時間	午前8時から午後5時までとする。
サービス提供時間	午前9時から午後4時30分までとする。

(利用店員)

第6条 サービス事業所の定員は、37名とする。

(通所介護の内容)

第7条 通所介護のサービス内容は、送迎、入浴、健康管理、食事提供、各種レクリエーション等を実施するとともに、居宅サービス計画に基づき個別機能訓練等を通所介護計画書作成のうえ、実施するものとする。

(日常生活支援総合事業の内容)

第8条 日常生活支援総合事業のサービス内容は、総合事業の、入浴、健康管理、食事提供、各種レクリエーション等を実施するとともに、居宅サービス計画に基づき介護予防通所介護計画書を作成し、実施するものとする。

(利用料等)

第9条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その額の法令で定められた負担割合とする。

事業所は前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

①食事代	1食につき	350円	
②おやつ代	1回につき	150円	
③レクリエーション諸費用	1ヶ月につき	300円	
④その他	はくパンツタイプ	1枚につき	150円
	テープ式	1枚につき	130円
	尿キャッチ	1枚につき	30円

事業所は前項のサービス提供にあたっては、利用者及びその家族に、内容を説明を行い同意を得るものとする。

(留意事項)

第10条 事業所は、利用者がサービスを利用するにあたり、介護保険証の有効期限を確認し、有効でない場合は、速やかに援助する。

また、事業所はサービス提供時、利用者及びその家族に対してサービス内容を書面で説明するとともに契約書を取り交わすこととし、サービス提供が困難である場合には、他のサービスを紹介するものとする。

(設備及び備品)

第11条 事業所は、食堂、機能訓練室、相談室及び事務室を設けるほか、事業運営に伴う必要備品を備えるものとする。

(緊急時における対応方法)

第12条 事業所は、緊急時に対応するため緊急時マニュアルを整備し、必要に応じて職員教育を実施する。

(非常災害体制の確保)

第13条 事業所は、非常災害体制確保のため、非常災害訓練マニュアルを整備し、事業所内に必要な設備を設置するとともに年2回の防災訓練を実施することとする。

(虐待防止のための措置)

- 第14条 利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。
- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - ② 虐待防止のための指針の整備
 - ③ 虐待防止のための定期的な研修の実施
 - ④ サービス提供中に、従業者又は養護者（家族を含む）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

(個人情報保護)

- 第15条 事業所職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者または、その家族の情報を漏らしてはならない。

(掲示及び広報)

- 第16条 事業所は運営規定の概要、従業員の勤務体制等の重要事項をホームページに掲示し本事業については、事実に基づき広報できるものとする。

(苦情処理)

- 第17条 事業所は、利用者からの苦情には迅速かつ適切に対応する。
- また、利用者からの苦情に関して市町村、国民健康保険団体連合から質問・調査がある場合は協力するとともに、指導・助言等がある場合は必要な改善を行う。

(損害賠償)

- 第18条 事業運営上利用者に賠償すべき事故が生じた場合は、事業所が責任を負う。
- 万一に備え、事業所は賠償責任保険に加入する。

- 第19条 この規定に定めのない事項については、理事会がこれを決定する。

- 附 則 この規定は令和4年1月1日より施行する。
- この規定は令和6年4月1日より1部改正し施行する。
- この規定は令和7年4月1日より1部改正し施行する。